

平成 30 年度 税制改正大綱

(担当：福田)

「平成 30 年度税制改正大綱から、非上場株式等についての相続税又は贈与税の納税猶予制度の拡充についてご紹介いたします。

1. 制度の概要

非上場株式等についての相続税（贈与税）の納税猶予制度とは、後継者である相続人（受贈者）が、経済産業大臣の認定を受ける非上場株式等を、先代経営者である被相続人（贈与者）から相続又は遺贈（贈与）により取得してその会社を経営していく場合に、その非上場株式等に対応する納税額の一部について納税を猶予するというものです。

本来、事業承継の場面で積極的に使われるべき制度ではありますが、納税額の全額が猶予対象となるわけではないことや、申告期限から 5 年の間、景気の波で業績が変動した場合でも、雇用の 8 割を平均して維持しなければ猶予が打ち切られるなど各種要件が厳しいため、実際に制度を利用するにはまだまだハードルが高いというのが実情です。

2. 改正点

しかし、中小企業経営者の年齢分布のピークが 60 歳台半ばとなり、経営者の高齢化が急速に進展するなか、中小企業の事業承継は待ったなしの状況となっています。こうした中、制度のさらなる利用促進を図るべく、10 年限定の特例措置として、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画（認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された、後継者の氏名や承継時までの経営見通しなどが記載されたものをいいます）を提出し、かつ、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の後継者が、この制度を利用する場合に限り、各種要件が一部緩和されることになりました。緩和内容の主なものは次のとおりです。

	現行	緩和内容
猶予対象株式数	発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分として計算された一定の非上場株式等が猶予対象	左記上限を撤廃し、相続、遺贈又は贈与により取得したすべての非上場株式等が猶予対象
納税猶予割合	80% (20%は必ず納税が発生する)	100% (全額が猶予される)
雇用確保要件	申告期限から 5 年の間、相続開始時（贈与時）の雇用の 8 割を平均して維持出来なかった場合は納税猶予が打ち切られる	左記要件をクリア出来なかったとしても、その理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る）を提出することにより、納税猶予の打ち切りは確定しない
適用対象者	経営者 1 人に対して後継者 1 人のみしか本制度の適用を受けられない	特例承継計画に後継者を 2 名又は 3 名以上記載することにより、複数の後継者が本制度の適用を受けられる
相続時精算課税	後継者が経営者の親族以外の者の場合、相続時精算課税の適用は受けられない	後継者が経営者の親族以外の者であっても相続時精算課税の適用を受けられる

3. 改正時期

この改正は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、あくまで納税猶予制度ですので、対象非上場株式等を売却したり、解散した場合など一定の場合には猶予が解除され、納税が生じますのでご留意下さい。